（障害児支援）よくある質問Ｑ＆Ａ集

令和８年１０月時点

Ｎｏ	項目	Ｑ	Ａ
1	人員基準	管理者が他の職務と兼務する場合、どの程度管理業務に従事する必要があるのか。	1日の半分以上は管理業務に従事する必要がある。
2	人員基準	児童相談所の職員は、児童指導員要件の実務経験としてカウントできるのか。	児童指導員要件の実務経験にあたる児童福祉事業は、第1種・第2種社会福祉事業に記載のある事業のことである。児童相談所など、それに該当しない職種は原則児童指導員要件の実務経験としてカウントできない。
3	人員基準	事業所職員は派遣職員でもよいか。	これまで、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務や、主に重症心身障害児を通わせる事業所における機能訓練担当職員及び看護職員（他に常勤看護職員を直接雇用している場合に限る。）については派遣職員を認めてきたところである。 令和6年4月1日より、派遣職員の指揮命令者が当該事業所の管理者であり、派遣職員が当該事業所に勤務している間は、他の職員と同様に事業所が一体的に職員の管理を行う場合については、直接処遇職員（保育士、児童指導員等）についても派遣職員を認める。ただし、基準省令第5条に基づき、児童指導員又は保育士のうち1名以上は常勤であること。また、利用児童が安心して通所できるよう職員の入れ替わりが頻繁にならないよう配慮すること。 児童発達支援管理責任者は引き続き、派遣職員は不可。
4	人員基準	保育士証がなければ保育士として認められないとのことだが、登録の申請中であり登録済通知書があればよいか。	お見込みの通りである。登録事務処理センターへの振込用紙のみは不可。
5	人員基準	放課後児童健全育成事業での実務経験を、児童福祉事業の実務経験に含めることについて、放課後児童健全育成事業の届出以降の実務経験しか実務経験として認められないのか。	お見込みの通りである。
6	人員基準	機能訓練担当職員を児童指導員や保育士と同様に人員基準に含めることはできるか。	当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、基準人員の半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。 例えば、定員10名の事業所においては基準の人員が2名のため、児童指導員または保育士1名＋機能訓練担当職員1名の配置でも差し支えない。 ※「平成30年度第2回集団指導　資料1 エ 基準省令第5条2項及び66条2項における機能訓練担当職員の取扱について」は、令和7年3月31日をもって廃止
7	人員基準	実務経験を満たすことが見込みの段階での変更届・加算届の提出は可能なのか。	不可である。変更届・加算届提出時点で実務経験を満たしている必要がある。

Ｎｏ	項目	Ｑ	Ａ
8	人員欠如	定員10人の事業所で、定員超過した日は児童指導員または保育士がサービス提供時間中に2人だけだと人員欠如となるのか。	人員欠如となる。 定員超過の場合は、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに児童指導員または保育士をプラス1人配置する必要がある。
9	人員欠如	児童発達支援管理責任者欠如の場合、児童指導員等加配加算は算定できないのか。	児童指導員等加配加算の算定については、人員基準が満たされていることが要件となっているため算定できない。
10	請求関係	定員を超過した日について、加配加算の算定はできるか。	定員10名の事業所の場合、基準人員2名に加えて、常勤換算で1名以上の職員配置が月単位でされている場合に加配加算の算定が可能となるものであるが、定員を超過している日については、その日の人員配置基準と加配加算の人員配置基準も満たす必要がある。つまり基準人員に加えて、加配を算定する人員が配置されていない場合は、加配加算の算定は不可となる。 例えば、児童指導員等加配加算を「保育士」で算定している10名定員の事業所が、11名の利用児童を受け入れた日は、基準人員となる保育士又は児童指導員がサービス提供時間を通じて3名配置され、さらに保育士がサービス提供時間を通じて1名以上配置されている場合（合計4名）に、児童指導員等加配加算を算定することができる。
11	請求関係	インフルエンザで学級閉鎖した場合は学校休業日として請求してよいか。	学級閉鎖となった学級のみ学校休業日として請求してよい。
12	請求関係	夏季休業中の登校日（全校出校日、プール指導日）は平日と学校休業日のどちらで請求すればよいのか。	長期休業日の期間は、全てが休業日のため、プールや全校出校日であっても休業日での算定が可能。
13	請求関係	通信制高校の場合の平日と学校休業日はどのように判断すればよいのか。	学校休業日を学校ごとにより定めているため、それぞれの学校に問い合わせる必要がある。ただし、学則に定めれていない場合は、公立学校に準じる扱いとする。
14	請求関係	不登校の就学児が放課後等デイサービスを利用することは可能なのか。また、請求は平日と学校休業日のどちらで請求すればよいのか。	利用は可能であり、平日での請求となる。
15	請求関係	専門的支援体制加算や児童指導員等加配加算における心理担当職員について、公認心理師の資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。	公認心理師以外にも臨床心理士、学校心理士及び臨床発達心理士の資格を有する方も心理担当職員として認められる。（機能訓練担当職員における心理担当職員についても同様）

Ｎｏ	項目	Ｑ	Ａ
16	医療連携体制加算	医師の指示書で「見守り」となっており、バイタルチェックや見守りだけを行った場合算定できるのか。	バイタルチェックや見守りで算定することは制度の趣旨とは異なるため算定できない。看護師でなくてもやれることについて算定することは不適切である。
17	開所時間減算	放課後等デイサービスにおいて、営業時間かつサービス提供時間が4時間の場合、開所時間減算は学校休業日のみでよいのか。	学校休業日のみでよい。給付費体制等の届出は開所時間減算「あり」で届出すること。
~~18~~ 廃止	~~家庭連携加算~~	~~送迎時に相談支援を行ったときは算定してよいか。~~	~~加算の要件を満たしていれば送迎時であっても算定してよい。~~
19	強度行動障害児支援加算	行動援護従業者養成研修修了者が支援した場合に算定してよいか。	行動援護従業者養成研修に強度行動障害者支援者研修のカリキュラムが含まれているため、当該研修修了証をもって算定対象として取り扱う。
20	欠席時対応加算	月4回までとされているが、欠席が5回以上となった場合に事業所独自でキャンセル料を請求できるのか。	請求できない。
21	欠席時対応加算	急遽Ａ事業所を欠席し、同日Ｂ事業所を利用した場合は、Ａ事業所は算定できるのか。	平成30年度報酬改定等に関するＱＡ「問109」に基づき、欠席時対応加算の算定要は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、Ａ事業所は欠席時対応加算の算定はできない。なお、Ｂ事業所については、基本報酬等について算定できる。
22	欠席時対応加算	当日キャンセルがあり、他の方が利用することとなり定員10人の利用となった。請求人数が11人となり定員を超えた形となるが算定してよいか。	算定してよい。
23	欠席時対応加算	算定にあたっての家族等からの欠席連絡の日数は、どのようにカウントするのか。	事業所の営業日換算で2営業日前、1営業日前または当日に利用中止の連絡をうけるとともに、当該利用児童の状況を確認し、引き続き発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行い、記録を行うことで算定可能。 例えば営業日が月曜日～土曜日で利用予定が月曜日の場合は、金曜日、土曜日、月曜日に連絡があった場合に算定が可能となる。
~~24~~ 廃止	~~事業所内相談支援加算~~	~~利用児童が別事業所を利用している同日又は学校に通っている間に保護者に対し相談援助を行った場合算定できるのか。~~	~~令和3年度度報酬改定の留意事項通知より、利用児童を同席させることが望ましくない場合等、利用児童の保護者のみを対象としても算定できる。なお、令和3年度報酬改定等に関するQ&A「問55」において、保護者への相談援助を行う日に、利用児童が別の事業所を利用する場合も算定が可能であるが、同一日に2つ以上の事業所による相談を行う場合、算定できるのはいずれかの事業所のみとなる。~~

Ｎｏ	項目	Ｑ	Ａ
25	送迎加算	祖父母宅への送迎は算定してよいか。	居宅に準ずるものとして算定できるが、事前に利用者と合意のうえ個別支援計画等に定めておく必要がある。
~~26~~ ~~廃止~~	~~送迎加算~~	~~トワイライトルームまたはトワイライトスクールから事業所への送迎は算定してよいか。~~	~~これまで原則として、居宅（準ずるもの含む）、学校、事業所のみを送迎加算の算定対象としていたが、令和6年4月1日よりトワイライトから事業所への送迎についても送迎加算の算定を認める。また、学童については、学校の敷地内に所在するものについて算定可能とする。~~
27	個別支援計画未作成減算	個別支援計画が作成されずサービス提供が行われていた場合減算になるとのことだが、保護者等の同意を得られていないが作成はしてあるときは減算になるのか。	保護者等の同意を得て交付までできていなければ減算となる。基準省令第27条に基づき作成に係る一連の業務が適切に行う必要がある。
28	定員超過利用減算	過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を超過している場合、どの月の分が減算となるのか。	6月、7月、8月の平均が超過した場合は、9月分について利用障害児全員につき減算となる。
29	支援内容	出張記録簿について、サービス提供時間外の軽微な事由（短時間の買い物等）についても記載が必要か。	記載の必要はないが、長時間になるようであれば記載は必要である。
30	支援内容	利用者とともに事業所外の施設等へ外出する際（利用者が一人も事業所にいない）には、事業所に職員を配置する必要はあるのか。	利用者からの連絡等に対応するため1名以上職員を配置する必要がある。
31	支援内容	報酬告示に規定してある定員超過利用減算の対象とならなければ、定員を超えて利用者を受入れることは可能なのか。	定員は厳守であり不可である。 【参考：基準省令39条】 利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
32	支援内容	イベント（クリスマス会や卒業式等）について定員を超えて受け入れてもよいか。	定員は厳守であり不可である。
33	支援内容	押印廃止のなか、個別支援計画書について利用者の確認として押印は必要なのか。	同意を得たことが確認できれば自署によるサインがあれば、押印は必ずしも必要ではない。

Ｎｏ	項目	Ｑ	Ａ
34	支援内容	利用者がいない時間帯は、児童指導員等が法人業務や他事業所の業務、内職等を行ってよいのか。	児童指導員等が勤務時間内に本来業務ではない法人業務や他事業所の業務、内職等を行った場合は、当該事業所の勤務時間ではなくなる。サービス提供時間中に事業所とは関係のない業務に従事し、人員基準を満たさなくなった場合には人員欠如となる。
35	支援内容	サービス提供時間に利用者が早退等で全員いなくなった場合、職員も帰宅してよいか。	サービス提供時間は事業所内に職員を適正に配置し「児童を受け入れる体制」を整えている時間であり、利用者の有無にかかわらず、人員基準を満たす職員配置がなされていない場合は、人員欠如となる。
36	支援内容	サービス提供時間を単位ごとに分けている場合であって、一つの単位内に一人も利用児童がいないことがあらかじめ判明している場合においても、サービス提供時間中は必ず常時基準人員の配置が必要か。	利用児童がいないとあらかじめ分かっている提供単位については、その提供単位の時間帯はサービス提供時間外とする場合があることを、運営規程において規定するとともに、その内容を重要事項説明書等において利用者に事前に説明している、かつ、利用者に不利益が生じないよう必要な措置が講じられている場合においては、必ずしも基準人員の配置までは要しないものとする。ただし、保護者や関係機関等からの連絡や事業所への来所者の対応は可能にしておく必要がある。
37	記録の整備	サービス提供実績記録簿および契約書を電子保管したいが、電子保管はよいのか。	電子保管でもよい。ただし、運営指導等の際に訪問した職員が確認できるようにすること。
38	記録の整備	諸記録について、5年間保存しないといけない記録は何か。	少なくとも次に掲げる記録については、提供した日から5年間の保存すること。 ①通所支援の記録提供　②個別支援計画　③区市町村への通知に係る記録　④身体拘束等の記録　⑤苦情の内容等の記録　⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
39	送迎加算	国の留意事項通知にある「送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること」とあるが、集合場所の具体的な範囲及び通所給付決定保護者の同意とはどのような手続きを要するものか。	「通所給付決定保護者の同意」とは、あらかじめ個別支援計画等に特定の場所を定め、同意を得ておく必要がある（特定できないあいまいな定め方による同意は不可）。集合場所については、安全に児童の引き渡しができる場所であること。 児童の送り込み先は居宅（祖父母宅及び短期入所施設を含む）、最寄駅、事前に定める集合場所であるところ、事前に定める集合場所については、児童の安全な引き渡しのため、必ず通所給付決定保護者（祖父母含む）がいる場所であること。 児童の迎え先は、学校、最寄駅、事前に定める集合場所（トワイライト、学童（学校の敷地内外を問わない）、幼稚園、保育所及び認定こども園等）であるところ、事前に定める集合場所については、当該児童が安全に引き渡しできること及び学校等における児童の様子も引き継げる状態であること、当該施設にも事前に児童の送迎について同意が得られていること。 ※学校については、報酬告示及び令和６年５月１７日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するＱ＆Ａ」の取り扱いに従う。 ※習い事先への送迎については、送迎加算の本来の趣旨から外れるものであるため対象外。 ※この取り扱いは令和７年９月１日より適用する。それに伴い、従前の送迎加算に関するNo.26のQ&Aは廃止する。

Ｎｏ	項目	Q	A
40	人員基準	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A Vol.1（令和6年3月29日）」問14「専門的支援体制加算算定について、専門職員の配置について、常勤により配置する場合には、当該職員が病欠で欠勤する場合や有給休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。」において、「病気で欠勤する場合」が無給である者は含まれるのか。 　また、常勤配置された職員が、無給の欠勤をしたことで、常勤の勤務すべき時間数を下回った場合でも、常勤の配置要件は満たしていると解してよいか。	常勤により配置された職員については、病欠や有給・無給休暇等の休みの区分は問わず、常勤職員が欠勤した場合においても、常勤の配置要件は満たすものとして取り扱う。 　なお、「常勤により配置された職員」とは、あらかじめ雇用契約書又は労働条件通知書等において、就業規則等に規定する常勤の職員が勤務すべき時間数を満たす雇用契約をしている者であること。パートタイマー等の従業者が一時的に多く勤務したことにより、常勤の勤務時間に達する者である場合は、無給欠勤した時間数を控除してもなお、常勤の勤務すべき時間を満たしている場合は、常勤により配置された者として取り扱う（子ども福祉課取扱い）。 　欠勤等が１月以上続く場合には、上記の配置要件を満たさなくなるものとする。（「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A Vol.1（令和6年3月29日）」）